

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 23 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{市 町 村} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
各種健診等における対応について（周知）

本日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、東京都、大阪府、京都府及び兵庫県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出された。

緊急事態宣言下における母子保健法に基づく健康診査等の取扱いについては、令和 2 年 5 月 26 日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」中、「第 3 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について」の「3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について」に示しているので、これを踏まえ適切に対応いただくようお願いする。

なお、本通知における「集団で実施するもの」や「個別で実施するもの」の基準については、本通知の別紙 1 の Q&A にあるように「三つの密」が生じうる環境かどうかという観点で判断いただくようお願いする。

（参考）令和 2 年 5 月 26 日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000633977.pdf>